

## そでがうら健康ポイント事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が千葉県（以下「県」という。）と連携し、市民が主体的に取り組む健康づくりを支援するために行う「そでがうら健康ポイント事業 てくてくガウラ（以下「本事業」という。）」の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の内容)

第2条 本事業は、市民の主体的な健康づくりの取組を支援するため、市民等が、健康づくりメニューに取り組み、一定以上のポイントを獲得することにより、県の承認を受けた協賛店で優待サービスを受けられる事業をいう。

### (用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ポイント 本事業の対象者が、第5条に規定する健康づくりメニューに取り組むことにより取得できるポイントをいう。
- (2) ち～バリュ～カード 元気ちば！健康チャレンジ事業実施要綱（令和2年9月29日千葉県県支第642号。以下「県要綱」という。）第3条第1号に規定するカードをいう。
- (3) ち～バリュ～の店 県要綱第3条第2号に規定する県の承認を受けた協賛店で、ち～バリュ～カードを提示する者に対し任意に定めたサービスを提供する店舗等をいう。

### (事務の範囲)

第4条 本事業において、市は次の各号に定める事務を行う。

- (1) 本事業の普及啓発に関すること。
- (2) ち～バリュ～カードの交付に関すること。
- (3) 本事業の広報に関すること。
- (4) その他本事業の実施に関すること。

(健康づくりメニュー及びポイント付与)

第5条 第2条に規定する健康づくりメニューは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表に定める健康づくりのための活動等
- (2) その他市長が特に必要と認める活動等

2 前項に規定する健康づくりメニューで付与されるポイントは、別表で定める区分に応じて付与する。

(対象者)

第6条 本事業の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事業所等に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者

(市民の参加方法)

第7条 本事業に参加しようとする者は、別に定めるてくてくガウラ申請用台紙（以下「申請用台紙」という。）又は県が運営するウェブサイト「ち～バリュ～カードWeb申請・交付ページ」（以下「Webシステム」という。）にて、ポイントを獲得するものとする。

(ち～バリュ～カードの交付基準)

第8条 ち～バリュ～カードは、第5条に規定する健康づくりメニューに取り組み、対象期間内に一定以上のポイントを獲得した者に限り交付するものとする。

2 前項に定める対象期間は、別に定め、市民に周知するものとする。

3 第1項に定める一定以上のポイントは、市が県と協議の上、決定し、市民に周知するものとする。

(ち～バリュ～カードの取扱い等)

第9条 ち～バリュ～カードの交付を求める者は、第7条に規定す

る申請用台紙を市へ提出、又はWebシステムに新規登録後、交付申請しなければならない。

- 2 市は、前項の申請用台紙の提出又はWebシステムから交付申請があった場合において、当該申請を行った者が、前条に定める基準を満たすと認められる場合には、その者に対し、ち～バリュ～カードを交付するものとする。なお、紙媒体のち～バリュ～カード（以下「紙カード」という。）を交付する際には、紙カードの裏面の所定の位置に使用期限及び氏名を記載しなければならない。
- 3 前項の場合においては、必要に応じ、申請を行った者に対して本人であることを証する書面の提示等を求めることができるものとする。
- 4 紙カードの交付を受けた者が、紛失、毀損等の理由によって再交付を求める場合には、ち～バリュ～カード再交付申請書（様式第1号）を市へ提出しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による提出があった場合に準用する。
- 6 第1項又は第4項の申請により、ち～バリュ～カードの交付を受ける者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
  - (1) ち～バリュ～の店でサービスを受けることができる者は、紙カードの裏面に記載された氏名のもの又はWebシステムで電子版のち～バリュ～カード（以下「電子カード」という。）の交付を受けたものに限定する。
  - (2) ち～バリュ～の店でサービスを受ける場合は、ち～バリュ～カードを提示しなければならない。
  - (3) 前号の場合のほか、サービスの提供にあたり、ち～バリュ～の店が別途条件を定めている場合には、当該条件を遵守しなければならない。

(4) ち～バリュ～カードを複製したり他人に譲渡又は貸与したりするなどの不正な行為をしてはならない。

(5) ち～バリュ～カードの使用期限を超えて使用してはならない。

(6) その他、ち～バリュ～カードの利用に関し、市及び県並びにち～バリュ～の店に損害等を及ぼす行為等、不適当な行為はしてはならない。

7 第2項及び前項第5号の使用期限は、ち～バリュ～カードの交付（再交付を受けた場合は当初の交付）を受けた日から1年間とする。

8 ち～バリュ～カードの交付を受けた者が第6項各号に定める事項を遵守しない場合には、市は紙カードの交付を受けた者に対し、ち～バリュ～カードの返却を求めるものとする。また、電子カードの交付を受けた者に対しては、Webシステムの利用登録を削除するものとする。

9 市は、紙カードの交付状況等については、ち～バリュ～カード受払簿（様式第2号）により管理するものとする。

10 市は、前項に規定するち～バリュ～カードの交付状況等について、県から報告を求められた場合は、応じるものとする。

#### （個人情報の保護）

第10条 本事業の実施に関し収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び袖ヶ浦市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第16号）の定めに従い、適切に取り扱わなければならない。

#### （違反行為等に対する措置）

第11条 この要綱に違反する行為又は虚偽申告その他の不正の行為により得たポイントは、無効とする。

#### （委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種別	ポイント対象活動等	ポイント数
歩数	ウォーキング歩数目標設定（1日4000歩以上必須）	50
	ウォーキング歩数目標達成（1か月継続）	100
	ウォーキング歩数目標達成（2か月継続）	100
	ウォーキング歩数目標達成（3か月以上継続）	100
自転車	自転車で通勤・通学する（1か月以上継続）	100
健康維持	禁煙に取り組む（1か月以上継続）	100
	※喫煙をしていない方や、お子さんもポイント加算	
	血圧を毎朝測る（1か月以上継続）	100
	1日1回以上笑う（1か月以上継続）	100
	体重を測る（1か月以上継続）	100
栄養	朝食を毎日食べる（1か月以上継続）	100
	毎食野菜を食べる（1か月以上継続）	100
	よく噛んでゆっくり食べる（1か月以上継続）	100
口腔	毎食後に歯を磨く（1か月以上継続）	100
	歯間清掃（デンタルフロス・歯間ブラシ等）を行う（1か月以上継続）	100
健診	基本健診の受診 ※いくつ受けても100pt (特定健診、後期高齢者健診、若年期健診、人間ドック、職場健診等)	100
	がん検診の受診 ※いくつ受けても100pt	100

	(肺、胃、大腸、乳、子宮、その他( )) )	
	保育所・学校などの身体測定 ※計測回数に関わらず 100pt	100
	歯科健診の受診 ※受診回数に関わらず 100pt (定期健診、成人歯科健診、歯周病検診等)	100
健康への取組	市が行う健康講座、スポーツ大会、介護予防教室等への参加	100
	保健指導や健康相談を受ける	100
	スポーツジムの利用や運動に関するサークル・クラブ等への参加	100
その他	かかりつけ医（医師、歯科医師）・かかりつけ薬局（薬剤師）をもつ	50
	袖ヶ浦市産の食品を5回以上購入した	50
	減塩食品を5回以上購入した	50

#### 別記様式（第9条関係）

第1号	ち～バリュ～カード再交付申請書
第2号	ち～バリュ～カード受払簿

様式第1号(第9条関係)

		※処理欄	
		交付(年月日)・不交付	処理者
受付印	年月日 袖ヶ浦市長 様	住 所	
		申 請 者 氏 名	
		電 話 番 号	
<b>ち～バリュ～カード再交付申請書</b>			
「元気ちば！健康チャレンジ事業」に係る優待カード「ち～バリュ～カード」の再交付を申請します。 なお、記入した内容は、事実に相違ありません。			
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 紛失・毀損 <input type="checkbox"/> その他( )		
該 当 要 件	<input type="checkbox"/> 提出先自治体の健康ポイント事業に参加し、一定以上のポイントを獲得した。		

(注) 処理欄には何も記入しないこと。

## ち～バリュ～カード受払簿( 年度分)

年 月 日	受 入 枚 数	交 付 枚 数	在 庫 枚 数	備 考	確認者
月 計					
月 計					
月 計					
年 度 計					

(注1) この受払簿は、保管する未交付優待カードの受払について、次の目的をもって作成するものであること。

①未交付の優待カードの在庫を明らかにすること。

②カード交付枚数の把握等の基礎資料とすること。

(注2) 「備考」欄には、通常の受払以外の理由による在庫増減(紛失等)があった場合にその理由を記載すること。